

オーダーフォーム
No. 1088120

お客様サーバー設置場所:
(英語社名)〇〇〇〇 Co.,Ltd.
(英語住所)1-1-1 〇〇〇-cho,
〇〇〇-shi, 〇〇〇-ken 123-4567

日付： February 2, 2020

対象ソフトウェア

製品型番	製品名称/製品詳細	本数
NS5010	Nissan Supplier Standard ライセンス形態:Concurrent Simultaneous User (Floating), ライセンス種類:Extended License, バージョン：DEFAULT, プラットフォーム：NT, PLM	1
NSTC10408	Nissan MultiSite Briefcase ライセンス形態:Per Server, ライセンス種類:Extended License, バージョン：DEFAULT, プラットフォーム：NT, PLM	1
TC1DOTC	Teamcenter Deployment ライセンス形態:Per Server, ライセンス種類:Extended License, バージョン：12, プラットフォーム：W64, PLM-TC	1

製品の内容：サポート期間 12 月間メンテナンス インストール番号：New 1。

※サポート期間についてはDIPROからのライセンス送付時に「サポートサービス開始通知書」がメールに添付されますので、そちらにて確認できます。

補足条項:

両当事者は、上記に記載する対象ソフトウェア及び/又は保守サービスが下記に記載するお客様への納入を目的として、下記に記載するSISWのリセラーより発注されることを確認します。

製品に関する条項：

NS5010に付属しているOracle Client Libraryに関して、Oracleは本契約に基づく第三受益者に指定されており、本契約の条件をお客様に対して直接行使する可能性があります。
製品番号NSTC10408は、Nissan Motor Company Ltd.のサプライヤとしての顧客の使用に限定して顧客に使用許諾されるものとする。

Teamcenterの指名ユーザライセンス取得時のライセンス契約条項は以下のとおり変更するものとします。“指名ユーザ”ライセンスとは、対象ソフトウェアのアクセスが、本契約に基づき有効にライセンス取得され、且つ顧客により指名された、顧客の組織内の個人に制限されることを意味する。顧客は、指名ユーザライセンスを変更する権利を有する。但し、指名ユーザライセンスとして指名された個人を暦月に一度より多い頻度で変更することはできない。Siemens PLMは、本条項に準拠するため、対象ソフトウェアにセキュリティ装置を埋め込む権利を留保するものとする。

引き渡し:

本ソフトウェア期間は、本書面に特記しない限り、SISWによりお客様がソフトウェアを使用可能となった日より開始します。
SISWは自己の裁量により、オーダーフォームを承諾又は拒否する権利を留保します。SISWが本ソフトウェアについてのオーダーフォームを承諾した場合、SISWが指定するウェブサイトから電子的ダウンロードの方法で、お客様による本ソフトウェアを利用可能にした時点で、オーダーフォームに記載されたソフトウェアの納入がされたものとします。
お客様の便宜のために又は本ソフトウェアの一部の要素を電子的ダウンロードすることができない場合、SISWはメディアによる納入の選択権を有します。本ソフトウェアは、仕向地持込渡（関税抜き）条件（DAP - Incoterms 2010）で納入されるものとします。

効力：

お客様に提供した、ソフトウェア及び/又は保守サービスは、お客様とSISWとの間で締結されたライセンス及び保守サービス契約の条件に従うものとします。
本書面は、有効期日が記載されている場合は、当該日付を有効期日とし、記載のない場合は、作成日より30日間有効とします。
当該有効期間を延長する場合は、両当事者間で書面及び署名をもって確認されるものとします。お客様は、保守サービスの更新が、本書面、両当事者の取引過程、又は、自動更新日についての保守サービス条項に基づき発行された保守サービス請求書の支払いをもって、受諾したものとみなされることを確認します。

本オーダーフォームの適用条件は、以下のウェブページに記載されます：

<https://www.plm.automation.siemens.com/global/en/legal/online-terms/eula.html>

<https://www.plm.automation.siemens.com/global/en/legal/online-terms/plm.html>

お客様: (英語社名)○○○○ Co.,Ltd.

リセラー: Digital Process Ltd

バージョン : OQ10881205

2020年1月末以前との変更点

ソフトウェア指定契約書

オーダーフォーム

No. Proposal ID

リセラー用

顧客お客様サーバ設置場所：

日付：February 3, 2020

xxxxx 株式会社

xxx 県 xxx 市

xxx 町 1 丁目 2 番地

対象ソフトウェア (サブスクリプションの場合は)

サブスクリプション

製品型番	製品名称/製品詳細	本数
製品コード	製品名	5
ライセンス形態：xxx、ライセンス種類：xxx、バージョン：xxx、インストール番号：xxx、プラットフォーム：xxx		
製品の内容：	サポート期間 xxxxxxxxxxxx	

補足条項：

両当事者は、上記に記載する対象ソフトウェアおよび、あるいは及び又は保守保守サービスが下記に記載する顧客お客様への納入を目的として、下記に記載する SISW の正規販売代理店リセラーより発注されることを確認します。

受け渡し 引き渡し：

販売代理店は、ダウンロード方式により、本件ソフトウェアを甲に納入します。その場合、販売代理店がダウンロードの方法について顧客に通知し、ダウンロード可能な状態となった日をもって納入目とします。但し、顧客の事情によりダウンロード方式による納入が行えない場合、販売代理店は、自らの裁量により本件ソフトウェアを納入することができるものとし、その場合、本件ソフトウェアのメディアによる納入を含みます。メディアによる納入を行う場合、本件ソフトウェアは、仕向地持込渡（関税抜き）条件（DAP - Incoterms 2010）に基づき、顧客は、自己の費用負担により、顧客の設置先に本件ソフトウェアをインストールするために必要となる許可及び同意を得るものとします。

本ソフトウェア期間は、本書面に特記しない限り、SISW によりお客様がソフトウェアを使用可能となった日より開始します。

SISW は自己の裁量により、オーダーフォームを承諾又は拒否する権利を留保します。SISW が本ソフトウェアについてのオーダーフォームを承諾した場合、SISW が指定するウェブサイトから電子的ダウンロードの方法で、お客様による本ソフトウェアを利用可能にした時点で、オーダーフォームに記載されたソフトウェアの納入がされたものとします。

お客様の便宜のために又は本ソフトウェアの一部の要素を電子的ダウンロードすることができない場合、SISW はメディアによる納入の選択権を有します。本ソフトウェアは、仕向地持込渡（関税抜き）条件（DAP - Incoterms 2010）で納入されるものとします。

効力：

お客様に提供した、ソフトウェア及び、又は又は保守サポートサービス（「ME&S」）保守サービスは、お客様と SISW 又は該当ソフトウェアに関する認定リセラーとの間で締結されたライセンス及びサービス保守サービス契約の条件に従うものとします。

本書面の有効期限は上記記載のとおり、又は、記載がない場合は、作成日付けより 30 日間となります。本書面は、有効期日が記載されている場合は、当該日付を有効期日とし、記載のない場合は、作成日より 30 日間有効とします。

当該有効期間を延長する場合は、両当事者間で書面及び署名をもって確認されるものとします。お客様は、ME&S 保守サービスの更新が、本書面、両当事者の取引過程、又は、自動更新日についての ME&S 保守サービス条項に基づき発行された ME&S 保守サービス請求書の支払いをもって、受諾したものとみなされることを確認します。

(IMO なしの場合)

LSDA オーダーフォームに記載する製品に本サポートサービス保守サービスは含まれません。後日サポートサービス保守サービスを購入する場合、当該購入日は、本件ソフトウェアをお客様に納入した日の翌月初日に遡及するものとします。本件ソフトウェアの購入から 90 日以内にサポートサービス保守サービスを購入する場合、価格は本件ソフトウェア購入と同様の割引条件が適用されます。

ソフトウェアの購入日から 90 日以降経過後にサポートサービス保守サービスを購入する場合、サポートサービス保守サービス料金の 25%を、遡り費用として別途申し受けます。

サブスクリプションライセンス：(サブスクリプションの場合)

製品番号 ~~_____~~, "Subscription" license means a license whose term is limited to a period of time mutually agreed by the parties in this LSDA. A Subscription license is renewable by mutual agreement of the parties for an additional limited term or terms following expiration of the initial Subscription term, but a Subscription license may not be converted to an extended term license or perpetual license under any circumstances. Upon expiration of the initial term or the renewal term, if applicable, the Subscription license will terminate and the Customer must cease any further use of the Subscription license thereafter. Maintenance services for a Subscription license are included in the Subscription license fee. Subscription license fees are payable in advance and will be invoiced as specified by the parties in this LSDA. For multiple year Subscription terms, the copyright owner of the software retains the right to require new license keys to be issued periodically during the Subscription term.

「サブスクリプション」ライセンスは、LSDAにおいて当事者間で合意する期間に制限されるものを意味する。追加の限定的期間、又は当初期間に続く期間については、両当事者の合意をもって更新できるものとする。ただし、いかなる状況においても永久ライセンスへの変更は許可されないものとする。当初期間あるいは更新期間の満了につき、いずれか該当する場合に、サブスクリプションライセンスは終了するものとし、顧客は当該ライセンスの使用を停止しなければならない。サブスクリプションライセンスの保守サービスは当該ライセンス料に含まれるものとする。サブスクリプションライセンス料金は、前払いとし、LSDAにおいて両当事者によりLSDAに記載される条件で請求されるものとする。サブスクリプションライセンスの契約期間が多年に亘る場合、当該ソフトウェアの著作権者は、新規ライセンスキーを要求する権利を保持するものとして、当該期間、定期的にかかるライセンスキーを発行するものとする。

2019年4月1日付から、SISWはすべてのライセンスタイプ(PLC、ALC、YLC、OTC)のLMS Virtual.Labライセンスの販売を中止します。また、2019年4月1日付から、現在のすべてのLMS Virtual.Labソフトウェアライセンスに対する保守サービスを完全に中止します。現在のLMS Virtual.Labソフトウェアライセンスを継続使用する権利は、ライセンス期間中継続します。

製品番号 xxxxxxxxxxにおいて、「サブスクリプション」ライセンスとは本件オーダーフォームにおいて相互に合意を得た、使用期限が一定期間に限定されるライセンスを意味します。サブスクリプションライセンスは相互の合意によって、初期のサブスクリプション期間の期限終了後、限定された期間の追加のリニューアルを行うことが可能ですが、いかなる理由であれ、サブスクリプションライセンスは永久ライセンスに変更することは出来ません。初期期間またはリニューアル期間の期限切れ後、サブスクリプションライセンスは終了し、お客様はそれ以降の当該サブスクリプションライセンスの使用を停止しなければなりません。サブスクリプションライセンスの保守サービスはサブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプションライセンス料金は前払いとなり、このオーダーフォームで両当事者により明示された通りに請求書が発行されます。サブスクリプション期間が複数年の場合、ソフトウェアの著作権者はサブスクリプション期間において、定期的に発行される新しいライセンスキーを要求する権利を保持するものとします。

2019年4月1日以降、SISWは、LMS Virtual.Labライセンスの全てのライセンスタイプ(PLC、ALC、YLC、OTC)における販売を致しません。また、2019年4月1日付で、全ての現在のLMS Virtual.Labソフトウェアライセンスに関する保守サービスを停止します。現在のLMS Virtual.Labソフトウェアライセンスを使用する権利は当ライセンス期間満了まで継続します。

ローナーライセンス：(ローナーの場合)

製品番号 xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, は、サポートサービス保守サービスの遂行の一環として臨時の回避方法を顧客お客様に提供することを目的として、販売代理店リセラーの選択に従い一時的(90日を超えない)に顧客お客様に与えられる本件ソフトウェアのライセンスを意味します。

テスト/QA ライセンス：(テスト/QA の場合)

製品番号 xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, 継続的な顧客お客様のカスタマイゼーション、サポート及びテストを支援することのみを目的として顧客お客様に使用許諾され、その他の目的で使用することはできません。

バックアップ(又はフェイルセーフ)ライセンス：(バックアップの場合)

製品番号 xxxxxxxx, xxxxxxxx, xxxxxxxx, とは、顧客お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性を支援することのみを目的として顧客お客様が別個に購入することができるライセンスを意味し、その他の目的に使用することはできません。

お客様とSISWとの間で締結される契約において、本契約書に適用される条件は、本オーダーフォームの適用条件は、以下のウェブページに記載されています:

<https://www.xxxxxx.xxxxxx.xxxxxx.xxxxxx>

顧客(甲) お客様：

販売代理店(乙) リセラー：